

【別紙4】

日立市スポーツ少年団リーダー会規約

(名称)

第1条 本会は、日立市スポーツ少年団リーダー会（以下「本会」）と称し、日立市スポーツ少年団本部指導者協議会内に組織する。

(目的)

第2条 本会は、日立市内に組織される登録済みスポーツ少年団のリーダーが相互に協力しあい、友情を深め、自らの資質向上に努めるとともに、日立市スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、日立市スポーツ少年団本部指導者協議会リーダー会指導委員会（以下「委員会」）と密接な連携をとり、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の友情を深めるための活動の実施。
- (2) 会員相互の資質向上を図る研修会の実施。
- (3) 市本部主催の各種事業への参加と協力。
- (4) 市内各単位団におけるリーダーの養成。
- (5) リーダーに関する各種講習会への参加。
- (6) その他前条の目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は次のように定める。

- (1) 中学生以上21歳未満の登録済みの団員で、保護者並びに単位団代表者の推薦を受けた者。
- (2) 本会の目的に賛同する25歳未満の登録指導者。
- (3) ジュニア・リーダースクールを終了している登録済みの小学6年生団員。

(登録)

第5条 本会への入会は前条を満たしている者により、所定の加入申込書により行い、登録は毎年度これを更新するものとする。

(資格の喪失)

第6条 次の各項に該当するとき、会員の資格を喪失する。

- (1) 各単位団における登録をしなかった場合。
- (2) 退会を申し出て承認された場合。
- (3) その他リーダーとして会則に反した場合。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(委員の選出)

第8条 本会の役員選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は総会において会員の中から選出される。

(役員職務)

第9条 会長は本会を代表し、会の運営及び委員会との連絡調整に当たる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第10条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 役員は任期を満了しても後継者が就任するまではその職務を行なうものとする。

附則

- 1 この規則は、平成8年5月19日より施行する。
- 2 この規則は、平成11年9月11日より施行する。
- 3 この規則は、平成21年6月14日より施行する。
- 4 この規則は、平成26年4月1日より施行する。